学校いじめ防止基本方針

岩泉町立小川小学校

はじめに

この基本方針は、平成25年6月28日交付、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律71号)第13条及び「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対応など、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

「いじめ防止対策推進法」第13条 (学校いじめ防止基本方針)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に 応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるもの とする。

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条(定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律に於いて「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

<いじめの態様(例)>

- ◆心理的な影響を与えるものとして
 - ・ 冷やかし、からかい、悪口や脅し文句
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視
 - ・ 友だちのようにしながら見下す
 - SNS等での誹謗中傷
- ◆物理的な影響を与えるものとして
 - ・ 遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする暴力行為
 - ・ 酷くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする暴力行為
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

2 いじめ問題に対する基本的な考え方

- (1) 「いじめはしない、させない、ゆるさない」雰囲気づくりに努める。
 - ア いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。
 - イ 日常から児童の人間関係づくりや自己有用感の醸成、道徳教育を通して、「感じ 考え行動できる子ども」を育成するよう努める。
 - いじめ防止(小川小1)-

(2) いじめの積極的認知に努める。

- ア いじめ早期発見のために、「いじめアンケート」等の様々な手段を講じる。
- イ 児童からの相談窓口を設け、児童の相談に対し教職員等が迅速に対応する。
- ウいじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。最終事案から3か月以上経過後、当該児童及び保護者、関係児童からの聞き取りにより、全ての対象者が「いじめは認められない」とした時点で解消と捉える。

(3) いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

ア 学校は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の具体的な対策を計画的、継 続的に組織として取り組む。

イ いじめ問題には、家庭、地域、及び関係機関等と連携を図りながら、総掛かり で組織的に対応する。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは、人間として絶対に許されないという強い認識にたつこと
- (2) いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行うこと
- (3) いじめ問題は、学校の在り方が問われる問題であること
- (4) いじめ問題は、家庭教育も大きくかかわる問題であること
- (5) 関係者が一体となって取り組むことが必要であること

4 学校におけるいじめ防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ア 「わかる・できる」ことを実感できる授業の推進、規範意識・主体性・自治力 等を育成する指導
 - (ア)全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
 - (イ)全ての児童が大切な学級の一員であり、一人ひとりが仲間と関わり、自己 存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、相 互に理解し合い特性を認め合うことを中心とした指導により、学級経営・ 教科経営を充実する。
 - (ウ) いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げながら、児童が中心となり主体的にいじめを防止するための活動に取り組むよう指導する。
 - (エ) いわゆる「いじられキャラ」という名のもとで不快な思いを抱えている子、 いつも責任ある重い役割を背負わされる子がいないかなど、児童の人間関 係や立場の上下関係を見極めて、公平さを徹底する。
 - (オ) 加害者の無意識や無神経さと被害者の痛みの差が大きいことを前提として 捉えた上で、指導にあたる。
 - (カ)教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
 - (キ)「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を 支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導

ア 様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等 を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボラン ティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。(こがわこども園との交流、郷土芸能伝承活動、町内小中学校特別支援学級との交流学習、特別支援学校との交流学習など)

- イ 教育活動全体を通じて、児童一人ひとりに命を大切にする心、他を思いやる心、 自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ウ 誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができる ための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実するとともに、 児童会活動等をとおして児童が主体的に人間尊重の意識が高い学校づくりを進 める。
- エ 家庭、地域においても、生命や人権を尊重するしつけを行う。

(3) 全ての教育活動を通した指導

- ア 教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。(大きな行事は もとより、交流学習や縦割り班活動等を計画的に配置し、様々な人との絆づく りを進め、自分が他人の役に立っている、他人から認められている等、自己有 用感、自尊心を高める活動を工夫する。)
 - (ア) 児童に自己有用感を与える
 - (イ) 共感的な人間関係を育成する
 - (ウ) 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ア スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹誘中傷等への適切な対応に関する啓発や、情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- イ インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、PTA親子行事や、 保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。
- ウ 家庭においても使用のルールを決め、適切な使用が行われているかを確認し対 処する。

(5) 配慮が必要な児童への対応

- ア 就学援助受領家庭、欠損家庭、学区外通学など、配慮が必要な家庭環境にある 児童について、その環境が児童の学校生活に影響しないよう細やかな支援に努 める。
- イ 知的障がい、情緒障がい、肢体不自由、様々な発達障がいなど、自身に健常児 童と違いがある児童について、インクルーシブ教育の理念に基づいた支援に努 める。
- ウ 東日本大震災被災など、成育歴の中で配慮が必要な児童について、その経験が 児童の学校生活に影響しないよう細やかな支援に努める。

5 いじめ防止・対策委員会の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福士等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) いじめ防止等ための対策委員会の設置

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、 重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ対策 委員会」を設置する。委員会は、校長の承認を得て、副校長が招集する。

学校いじめ対策委員会

[組織] 学校運営協議会長、PTA会長、SC

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任

(2) 学校いじめ対策委員会の役割

- ア いじめの未然防止のための環境づくり
- イ いじめの早期発見、事案対処
- ウ いじめに係る情報があったときの緊急会議等の情報共有、事実関係の把握、い じめかどうかの判断
- エ いじめの加害者、被害者への支援、指導体制づくり
- オ いじめ防止基本方針の取組実施、研修の実施
- カ いじめ防止の取組の評価

(3) 学校いじめ防止基本方針の周知

- ア 保護者や地域に、PTA総会や学校運営協議会で説明し、また「学校いじめ防止基本方針」をホームページで公開し広く周知する。
- イ 児童には、児童用に分かりやすい内容にした資料を配付し、学級担任が丁寧に 児童に説明する。また、校長が「清流の日」や全校朝会で、いじめ防止の話を 行うことにより児童に啓蒙する。

6 いじめの早期発見のための取組 ~いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない~

(1) 児童の些細な変化に気づく

- ア 業間や昼休み、放課後等に児童と対話したり遊んだりして触れ合う中で、児童 の表情や様子、言動を観察するように努める。
- イ 始業前に教室に行き、児童の様子(表情、服装、持ち物等)を把握する。
- ウ 朝の会の健康観察には必ず教師が行い、児童と視線を合わせて、一人ひとりの 名前を呼ぶ。
- エ 業間休み、昼休み、放課後等、一日に一度は全児童と対話する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

ア 職員会議の場を使って、全教職員で「配慮を要する児童」について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図ると共に、いじめ防止のための研修(年3回)を行う。

(3) 定期的な教育相談の実施

ア 「いじめアンケート」に基づいた教育相談(年間2回の個別面談)を実施する。

- イ 教職員は、受容的つ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談にあ たる。
- ウ 必要に応じスクールカウンセラーを活用し、児童に寄り添った指導に役立てる。

(4) 児童の変化を共有する

- ア 定期的に開催する職員会議の場だけでなく、放課後の職員室や学団での打ち合わせ会等、様々な機会に児童の情報を共有する。(いつ・誰が・どこで・誰と・何をどのようにしていたか)
 - (ア) クラブ、児童会活動、委員会活動、縦割り班清掃、登下校等の様子
 - (イ)養護教諭、フォローアップ支援員、スクールカウンセラー、エリアコーディネーター等からの情報
 - (ウ) 保護者、小川児童クラブ指導員、民生児童委員、交通安全母の会、地域住

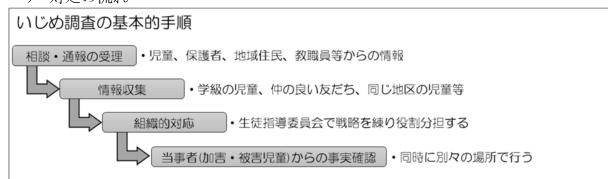
民等からの情報

- (エ) 日記や連絡帳から
- (オ) ひと月に3日以上欠席した児童の欠席理由から

7 いじめの早期対応のための取組 ~発見したいじめへの対処~

(1) いじめの発見・通報を受けた際の対処

ア 対処の流れ



いじめの事実を確認

指導・支援体制の組織

<生徒指導委員会>

管理職・教主・研主・生指・養教・当該担任

- ・教育委員会への報告・連絡・相談
- ・当事者への指導・支援
- ・保護者との連携
- · P T A との連携
- ・専門機関への相談 (場合によっては警察へ)



児童への指導・支援

- ・いじめられた児童へ寄り添い支える支援
- ・いじめた児童への指導、支援
- ・いじめを見ていた児童への指導

保護者との連携

・両方〈加害、被害〉の家庭訪問を行い、事 実関係を伝え、今後の対応について話し合う。

イ 対処分担

対処内容	担 当 者
相談・通報の受理	◎生徒指導主事
情報収集・記録	◎担任、生徒指導主事、養護教諭、SC
生徒指導委員会の招集・運営	◎生徒指導主事
面談の計画・実施・記録	◎生徒指導主事、担任、養護教諭、S C
保護者との連携	◎担任、副校長、養護教諭、SC
PTAとの連携	◎副校長、生徒指導主事
専門機関への相談	◎副校長、生徒指導主事
マスコミ対応	◎副校長

(2) いじめが起きた集団への対応

ア いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。

- イ 学級で話し合いをするなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該 集団から根絶しようという態度をいきわたらせる。
- ウ 全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築でき

- いじめ防止(小川小 5) -

るよう、教職員全員で支援する。

エ 必要に応じて、保護者と協議し、保護者と協働した児童支援をすすめる。

(3) ネットいじめへの対応

- ア インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、被害の拡大を避けるため、岩泉町教育委員会と連携し、プロパイダなどに情報の削除を求める。
- イ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに 警察に通報し適切な援助を求める。
- ウ インターネットの利用環境について、家庭へ協力を依頼する。
- エ 保護者は、インターネットの利用環境を整え、適切な使用について指導、確認 する。

8 いじめの重大事案への対応

(1) 重大事案とは

「いじめ防止対策推進法」第28条 (重大事案)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた 疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく されている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事案の報告

「いじめ防止対策推進法」第28条 (重大事案への対処)

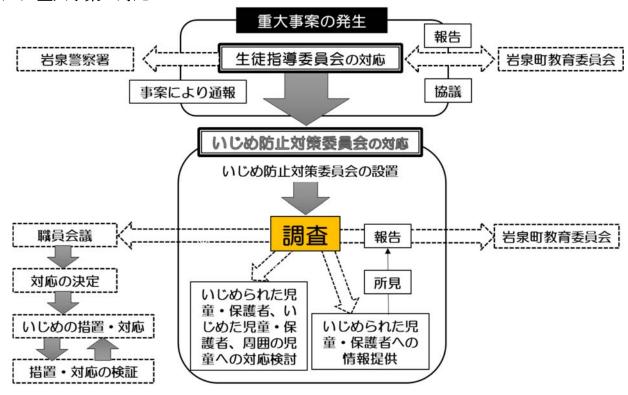
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該 調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事 実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の 規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うも のとする。 (※「当該学校の設置者」は町教委)

※重大事案が発生した場合は、速やかに岩泉町教育委員会に報告する。

(3) 重大事案の調査

調査の際には、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または利害関係を有しない第三者を加え、調査の公平性・中立性を確保する。

(4) 重大事案の対処



9 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の4点を学校評価の項目に加え、自校の取り組みを評価する。

- (1) いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりに係る取組に関すること
- (2) いじめの早期発見・事案対処のマニュアルの実行に係る取組に関すること
- (3) 定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施に係る取組に関すること
- (4) 校内研修の実施に係る取組に関すること

令和2年4月 策定 令和4年4月 改訂